

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

只見町は四方を緑の山々に囲まれ、福島県の西南にあり、西南部は新潟県に接している。町の中央に流れる伊南川や只見川の清らかな流れと、面積の94%を占める豊かな森林資源に恵まれ、わが国屈指の豪雪地帯という厳しい自然環境から生まれる四季の美しい移り変わりが、緑と水の郷・只見の源となっている。また、戦後には只見川を利用した電源開発事業が大々的に取り組まれ、一大電源地帯として脚光を浴びるといふ歴史を持ち、さらに古く江戸時代には南山御蔵入と呼ばれる幕府直轄の地に編入されていた。現在の只見町は、伊北村と明和村との合併を経て、昭和34年の朝日村との合併により発足したものである。

本町の人口構造は、総人口4,044人：男1,976人、女2,068人（令和2年国勢調査）であり、昭和40年以降一貫して減少しており、昭和40年から平成22年にかけて約半減している。年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）ともに昭和55年以降減少傾向にあり、老年人口（65歳以上）の割合は47.1%（令和2年国勢調査）、少子過疎高齢化が急速に進んでいる。

産業構造としては、基盤産業である農業を中心とした第1次産業及び製造業を中心とした第2次産業については減少を続けている。就業人口の割合として、第1次産業15.1%、第2次産業30.0%、第3次産業55.0%（令和2年国勢調査より）となっている。

町内中小企業者の実態としては、町内企業の大半が中小企業であり、業種として小売業、サービス業、製造業、建設業などが多く、少子過疎高齢化の影響による生産年齢人口減により人手不足が顕著である。

そのような中、町では平成28年3月に策定した町の最上位計画である「第7次只見町振興計画」において「働きがいのあるまちづくり」を重点推進施策の一つとして掲げ、積極的に産業間の連携を図り、波及効果をもって、持続可能な地域の発展に向けて取り組んでいる。

町では、高度な技術力により高品質な製品提供を行う町内誘致企業と意見交換を行い、異業種間連携を視野に入れた取り組みを模索している。また、町内にある県立高校の学生を対象とした就職相談や町が設置する無料職業紹介所活用などにより、雇用確保及び経済発展を目指して取り組んでいる。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、町内として更に経済発

展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に5件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本町の産業は、農業、小売業、サービス業、製造業、建設業など多岐にわたり、多様な業種が町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。従って、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本町は、只見地区、朝日地区、明和地区の3地区に分かれており、産業は全ての地区に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本町の産業は、農業、小売業、サービス業、製造業、建設業など多岐にわたり、多様な業種が町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。従って、本計画において対象とする業種は全業種とする。

対象事業について、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携及び雇用確保対策の一環として海外研修生を取り入れる等、多様である。従って、本計画においては、労働生産性の年率3%以上向上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年7月12日～令和7年7月11日の2年間

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ③ 町税を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、納税の円滑化及び公平性に配慮する。